

# 倫理綱領

## 前文

障がいのある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援し、明日の日が待ち遠しい一日を送っていただくことが、私たちの責務です。私たちはそれらの実現のために確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 社会福祉法人 虹の会は、人間としての尊厳と地域での豊かな暮らしの思想を基本理念とし、公平かつ公正な法人運営に努めます。
2. 社会福祉法人 虹の会は、障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性を尊重します。
3. 社会福祉法人 虹の会は、障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人間としての権利を擁護します。
4. 社会福祉法人 虹の会は、障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての権利を擁護します。
5. 社会福祉法人 虹の会は、広く法人・施設の機能を挙げて地域福祉の充実発展に努めます。
6. 社会福祉法人 虹の会は、職員一人ひとりの専門的役割と使命を自覚し、絶えず資質の向上を図り、障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援を続けます。

社会福祉法人 虹の会